

■「教育大綱」と「教育総合計画」について

区 分	大 綱	教育総合計画 (教育振興基本計画)
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長(市長) ※総合教育会議において協議	地方公共団体(市) ※教育懇話会において審議
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)	
内 容	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	教育の振興のための施策に関する基本的な計画
策定義務	義務付けあり	努力義務あり

【関係法令(抜粋)】

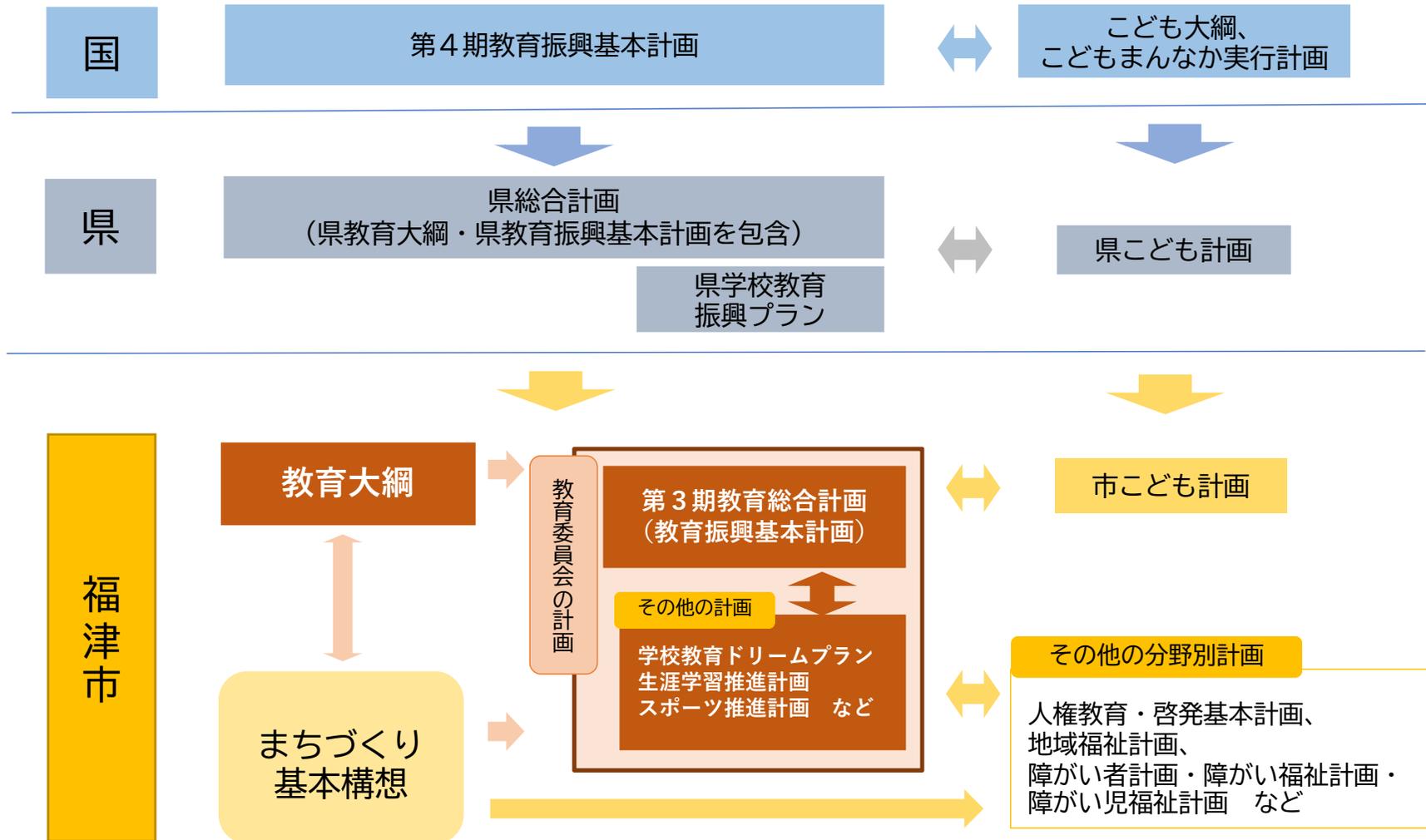
●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

●教育基本法

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

福津市の教育大綱と教育総合計画



■次期計画策定スケジュール(事務局案)

年 月	令和7年度	令和8年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール (案)	10日)教育総合会議	教育委員会	教育懇話会①～④						教育委員会	議会全員協議会	市民意見公募手続		庁議
	12日)庁 議							庁 議				教育懇話会⑤	議会全員協議会
	26日)議会全員協議会											教育委員会	
	★教育大綱策定		【諮 問】					【答 申】					★次期計画策定